

令和7年7月1日

内閣官房 国家サイバー統括室 (NCO)

## サイバーセキュリティ戦略本部第1回会合の開催について

サイバー対処能力強化法整備法の一部施行によるサイバーセキュリティ基本法の改正に伴い改組されたサイバーセキュリティ戦略本部（本部長：内閣総理大臣）における第1回会合が開催されたところ、その概要は以下のとおり。

### 1. 次期サイバーセキュリティ戦略の策定に向けて

新たなサイバーセキュリティ戦略の年内の策定に向けて、戦略の方向性について議論された。

### 2. サイバー対処能力強化法に基づく基本方針の策定に向けて

サイバー対処能力強化法に基づく「重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針」を、新たに設置する有識者会議での検討を踏まえ、本年中に策定するとともに、官民連携部分の施行に向けて、同方針に基づき、来年4月を目途に、関係する政省令等の整備を進めることが内閣府より、報告された。

### 3. 改組後のサイバーセキュリティ戦略本部の関連会議について

サイバーセキュリティ基本法の改正に伴い、サイバーセキュリティ戦略本部の下にサイバーセキュリティ戦略推進会議等を設置することが決定された。

### 4. 政府機関等の監視・分析体制の強化について

平時から、政府機関等の情報システムを監視・分析し、その結果に基づいてサイバーセキュリティが確保されているかの評価を行うとともに、当該監視・分析の一部について、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に委託することが決定された。

### 5. 新たな重要インフラ施策の検討体制について

重要インフラ所管省庁の局長級で構成する重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議（議長：内閣サイバー官）を設置し、重要インフラ事業者等が分野横断的に実施すべき対策に係る新たな基準を令和8年度に策定するため、作成に向けた調査の一部について、IPAに委託することが決定された。

### 6. 本部長指示について

本部長より関係閣僚に対して、①年内を目途に新たな戦略を取りまとめること、

②サイバー対処能力強化法等の運用に向け、体制整備等に着実に取り組むこと、③各府省庁の所管分野の取組について不断の点検・改善を行い、効果的な対策を常に講じていくことについて、指示があった。

※ 本日の会議資料は、内閣官房国家サイバー統括室の Web サイトで公表する。

(<https://www.nisc.go.jp/council/cs/index.html>)